

共通化候補（令和 8 年度選定分（＝第 3 クール分））案 について

2026年 7 月13日

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（第14回）

共通化候補（令和 8 年度選定分（＝第 3 クール分））案

- ・ 基本方針に規定する 3 つの「当面の具体的視点」を踏まえ、当面の共通化の検討対象候補を以下のとおりとし、関係省庁にヒアリングしてはどうか。
- ・ これらについて検討を進め、共通化候補（令和 8 年度選定分）となった業務システムの所管府省庁は、令和 9 年 2 月末までに（※説明は後述）、実現可能性調査等を行い、共通化推進方針案を作成し、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会に協議をすることを原則としてはどうか。

（※令和 8 年度中にサービスインを求めるものではないため留意が必要）

I. データの可視化・活用による政策実施等の的確化

- ①被災者支援システム＜内閣府＞ 【TYPES】【密接関連】
- ②被災者支援システムに係る相互連携ツール＜内閣府＞ 【府省庁からの提案】
- ③コンビニ交付サービスの証明発行サーバ＜総務省、法務省、デジタル庁＞ 【分権提案(R7)】

II. デジタル化に伴う事業活動等の変容に即した行政手法の改革

- ④救急医療情報連携プラットフォーム＜厚生労働省（消防庁）＞ 【TYPES】

III. デジタルの活用により可能となる国・地方自治体関係の合理化

- ⑤地方版アタックサーフェスマネジメント（A S M）システム＜総務省＞ 【府省庁からの提案】
- ⑥地方公務員給与実態調査システム＜総務省＞ 【分権提案】
- ⑦奨学給付金申請システム＜文部科学省（デジタル庁）＞ 【分権提案(R7)】

共通化候補（令和 8 年度選定分（＝第 3 クール分））の選定について

- ・ 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和 6 年 6 月閣議決定）に記載する「共通化の対象候補選定に当たっての当面の具体的視点」に基づく提案募集等を、次のとおり実施した。
 - （1）自治体からの提案（地方分権改革に関する「提案募集方式」と連携）
 - （2）各府省庁からの相談（各府省庁 DX 推進連絡会議にて照会）等
- ・ これらにより提案等があった業務・システムに加え、TYPESで取り組まれているものや20業務に密接に関連する業務・システムについて調査を行い、候補を厳選してはどうか。

【共通化の対象候補選定に当たっての当面の具体的視点】

- ・ 効果が高く、ニーズが高い取組対象の候補を絞り込むためには、上記の観点を前提に、当面の具体的視点として、次の 3 つの視点から検討を行うこととする。なお、検討に当たって、地方分権改革に関する提案募集方式とも必要に応じて連携し、地方公共団体からの提案のうちこれらの視点に合致する提案についても参考とする。
 - i) 新しい課題に対する業務・システムで導入団体が現状では少ないが、全国的に展開することが有意義なもの
 - ii) 制度改正に対応するための業務負担が大きい、又は大きな制度改正がある業務・システム
 - iii) データに基づく行政をタイムリーに行う必要がある業務・システムで、国への報告に手間を要しているもの

（抜粋）国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針 2（3）①

※ i) ～ iii) の具体的視点は、地方 3 団体から発案のあったもの

令和 8 年分権提案関係

自治体からの提案募集について

- ・ 令和 8 年度の共通化候補の選定にあたっては、地方分権改革推進本部決定に基づき内閣府が実施する地方分権改革に関する「提案募集方式」と連携し、自治体から提案を募集

【提案募集期間】

令和 8 年 2 月 2 日（月）～ 4 月 21 日（火）

【提案募集に係る事前相談】

- ・ 事前相談期間：令和 8 年 2 月 2 日（月）～ 3 月 27 日（金）
- ・ 提案の提出に先立ち、地方公共団体から内閣府地方分権改革推進室経由で事前相談を受付
- ・ 共通化候補に関する提案はデジタル行財政改革会議事務局が随時連携して対応

【提案状況】

- ・ 提案件数：25件

※ 重点募集テーマ「②デジタル化（3）国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるにあたり、業務・システムの共通化を求めるもの」として提案があったもの

- ・ 提案団体：129団体
（内訳）

都道府県：27団体
政令指定都市：20団体
中核市：20団体
市（政令指定都市・中核市除く。）：45団体
町村：13団体
全国的連合組織等：4団体

※ 追加共同提案団体も含めた提案団体数

【対応】

- ・ 「当面の具体的視点」に合致する提案は、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における共通化候補（令和 8 年度選定分（＝第 3 クール分））の検討の参考とする。

※ 共通化候補になるかどうかにかかわらず、内閣府地方分権改革推進室は、提案に対する各制度所管省庁の回答、当該回答に対する提案団体からの見解の提出等を重ねて実施。年末までに、有識者会議での議論を経て、提案に関する対応方針について、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定。

地方自治体からの提案に対する対応方針（案）

【凡例】：【No.●】は参考資料 1 の「デジ行番号」、<> は分権提案の「管理番号」

分類		分権提案	対応方針
A. 共通システムが存在するもの	A-1. 共通システムの改善（機能改修、対象拡大、運用見直し等）を求められているもの	・【No. 1】住民基本台帳人口移動報告作成事務の効率化 <35> ・【No. 2】マイナンバーカード更新の完全オンライン化 <39>（※） ・【No. 3】公共職業訓練に係る雇用保険関係手続等のオンライン化 <73> ・【No. 4】飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条が定める製造業者届等に係る都道府県経由事務の廃止等 <103> ・【No. 5】ベース・レジストリと森林クラウドシステムとの連携の実現 <131> ・【No. 6】法律および通知等に係るAIデータベースの構築 <189> ・【No. 7】マイナンバーカード等への氏名の振り仮名追加に伴う統合端末システムの改修 <247> ・【No. 8】各府省庁が発出する自治体向けガイドライン等に係る一元的な検索ポータルを整備 <366> ・【No. 9】子ども・子育て支援交付金の申請事務の簡素化・効率化 <383>	分権提案の手続きに沿って対応を進めていく
	A-2. 標準化対象事務に関するもの ※対象事務の拡大に関する要望も含む	・【No.10】図書館システムの共通化 <186> ・【No.11】在留カード等のICチップへの書き込みに係る他システムとの情報連携 <279> ・【No.12】窓口DXaaSと関連システムの連携要件の明確化 <301> ・【No.13】市町村が行う近傍土地価格に係る証明事務の廃止 <374>	
	A-3. 共通化対象に関するもの	・【No.14】地方自治体に対する各種調査のオンラインシステム化 <34>のうち「地方公務員給与実態調査」以外に係る内容 ・【No.15】地方公共団体の勤務条件等に関する都道府県経由調査の見直し <71> ・【No.16】士業者による戸籍や住民票の証明書の職務上請求に係るオンラインシステムの構築 <165>（※）	
	A-4. 共通システムの改善のためには制度見直し等のクリアすべき課題があるもの	・【No.17】紙の転出証明書によらない転出入手続のデータ連携基盤の構築 <341>	
B. 共通システムが存在しないもの	B-1. 業務運用の改善によって対応可能と考えられるもの	・【No.18】普通交付税算定事務における「基礎数値」の報告に係る運用の見直し <306>（※）	
	B-2. 既に民間サービスが一定程度普及しているもの	・【No.19】共通SaaSによる電話DXの推進 <24> ・【No.20】、【No.21】共通SaaSによる電話業務DXの推進 <37> <156>	
	B-3. 共通化するためには制度見直し等のクリアすべき課題があるもの	・【No.22】住民票の写しや戸籍謄本等の証明書に係る請求、交付、検証、保管をデジタル完結するための法令、要件、ルールの整備及びプラットフォームの構築、提供 <164>（※） ・【No.23】住民票等の公用請求についてオンラインでの請求及び対応を可能とすること <176> ・【No.24】賃貸型応急住宅供与事務に係る被災自治体への支援 <332>	
	B-4. 共通化の効果が見込まれるもの	・【No.14】地方自治体に対する各種調査のオンラインシステム化 <34>のうち「地方公務員給与実態調査」に係る内容	共通化の対象候補とする

（※）分権提案において「対象外、今後検討・調整が必要な事項」と整理され、各府省において 1 次回答を作成していないもの

（注）【No.25】「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する全国共通の施設台帳システムの構築 <372>」については、令和 7 年度の薬機法改正に伴う新制度（令和 9 年度施行予定）に関する内容が含まれ、改正法施行後の運用状況等を踏まえて個別具体的な検討を進めるべきと考えられることから、上記分類表には掲載しておらず、継続検討することとしたい。

密接関連関係

20業務に密接に関連する業務・システムについて

- 第6回国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチームにおいて、20業務に密接に関連する21の業務・システムのうち、優先検討対象とされたGroup 1-Aの4つシステムに、Group 1-Bの2つのシステムを加えた、Group 1（自治体をまたいで情報共有や共通することで業務効率化につながる可能性のあるもの）の6つの業務・システムについて、共通化の可能性をベンダや自治体へサンプル調査も含め、調査・検討した。
- 調査の結果、これらのうち、被災者支援システムを共通化候補としたい。

（※） Group 1-Aのうち、畜犬管理システムは共通化候補（令和7年度選定分（＝第2クール分））のため、調査・検討の対象としてない。

Group	業務システム名	共通化の可能性の調査・検討
1-A	被災者支援システム	- 災害が激甚化・頻発化する中、特に大規模災害においては被災自治体職員のみではなく、全国の自治体から派遣された応援職員が復旧・復興に係る災害対応業務に従事することとなるが、各種の被災者支援に必要となる罹災証明書の発行を迅速に行うためには、罹災証明書の発行に係る業務・システムが共通化されていることが効果的。 - また、住所地外での避難生活を送る広域避難者の状況を効果的に把握するためには、被災者台帳の作成に係る業務・システムについても共通化されていることが効果的。 - これらを踏まえれば、被災者支援システムについて共通化の候補として選定したい。
	農地台帳システム	- 農林水産省が提供する共通SaaS「農業委員会サポートシステム」が既に全国的に運用されており、新たな共通化は二重投資・二重運用となる。 - 共通化の候補として選定する合理性は低く、既存の共通システムの改善を進めることが求められる。
	林地台帳システム	- 都道府県単位での森林クラウドの共同調達が進められており、林野庁が森林クラウドシステムの標準仕様書を作成し、導入を進めている。 - 業務運用について都道府県内で完結するものであり、敢えて全国での統一を図る必要性が乏しい。 - 共通化の候補として選定する合理性は低く、既存の共通システムの改善を進めることが求められる。
	校務支援システム	- 文部科学省の主導で都道府県域での共同調達・共同利用が推進されており、トータルコストの削減や教職員の負担軽減等の効果は既に一定程度実現されている。 - 帳票（通知表、保健関係帳票、教職員旅費関係帳票等）の項目・レイアウトの差異は、学校ごとに評価項目・評価方針が異なること、各地域の医師会の意見が強く反映されること、自治体が定める服務管理規程が異なること等が要因であり、全国一律での統一には多様な主体との合意形成を要し、調整コストは大きい。 - 共通化による追加的な効果は限定的であり、トータルコストの観点からも共通化の候補とする合理性は低い。
1-B	土地改良区関連システム	- 自治体における土地改良区関連業務は、業務量・発生頻度ともに限定的であり、水土里情報システムによる地図・施設情報の参照と表計算ソフト等の汎用ツールを組み合わせることで概ね支障なく運用。また、土地改良事業の主体は自治体ではなく土地改良区である。 - 気候・作目・水利形態・地形などの地域特性により台帳項目や業務フローは大きく異なるため、仮に共通化しても個別のカスタマイズやデータ整備が不可避となり、導入・設定等のコストや職員の習熟負担が増大する一方で、自治体側の便益は相対的に小さい。 - 共通化による効果は限定的であり、費用対効果の観点からも共通化の候補とする合理性は低い。
	公営住宅管理システム	- 公営住宅業務は原則として自治体内で完結する業務であり、共通化による効果は限定的である。 - 自治体における独自施策（優遇措置等）に基づく運用が存在し、また福祉の観点から柔軟な対応が不可欠であり、業務フローや判断基準を全国一律の仕組みに集約すると現場対応力の低下を招きやすく、費用対効果の観点からも共通化の候補とする合理性は低い。